

お知らせ

農地の適正管理のお願い

農地は、食の生産基盤であり、また、環境の保全などの多面的な機能を有しております。しかし、近年耕作者の高齢化等に伴い、耕作依頼や不耕作になる農地が多くなってきております。



耕作されないと雑草や雑木などが繁茂し、病害虫の発生源となり、周辺農地や近隣住民の方に大迷惑を及ぼすこととなります。
(最近、遊休農地における草刈依頼の苦情が非常に多くなっています。)

農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力と作業時間が必要となりますので、農地の所有者は、耕起や草刈り等を行い適正な農地管理をお願いいたします。

農業用水路（小用水路・排水路）の管理について

小用水路や排水施設の維持管理（草刈り、泥上げ）については、田の所有者又は耕作者（借人）のみなさまのご協力により、維持管理されております。利用するみなさまが、より良い環境の中で利用できるよう、適切な維持管理にご協力ください。

年に1回、秋から冬にたまつた枯葉や沈殿した土砂を取り除き、田を清流で潤しましょう。



取手市農業公社からのお知らせ

（一財）取手市農業公社では、冬場の農地の草刈りを請け負います。
どうぞご利用ください。

実施期間：1月から2月末頃まで

料 金：農地の現状によりお見積りいたします。

なお、車輌の侵入が困難、木が生えている、不法投棄
がある等の場合はお引き受けできません。

【お問い合わせ先】

取手市農業公社（取手市役所 藤代庁舎1階）

☎ 74-2141（内線2170・2110）



安全な機械操作を



毎年、トラクター・コンバイン・田植機などで、農作業中の事故が起こっています。

農地の管理や、田植えなどに向けての機械作業が増えていますので、十分気を付けましょう。

全国農業新聞

購読料 月700円

農業者の目線にあった分かりやすい紙面・週刊紙として、タイムリーなテーマを踏まえた記事を中心に、経営や暮らしに役立つ情報を提供します。
◆発行日 毎週金曜日 ◆発行 全国農業会議所
◆申込先 農業委員会事務局